

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議
根拠法令等	川崎市犯罪被害者等支援有識者会議開催運営要綱
設置年月日	令和3年1月21日
所掌事務	犯罪被害者等支援の推進に関し、次に掲げる事項について、有識者会議の委員の意見を求める。 (1) 本市における犯罪被害者等支援施策に関すること。 (2) その他犯罪被害者等支援施策に係る必要な事項
委員数	7名
委員の構成	(1) 学識経験者・有識者 (2) 関係団体代表者 (3) 関係機関職員
会議公開・非公開	原則公開
非公開の理由	議題が、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第1号（個人に関する事項）及び第3号（市内部の検討又は協議に関する事項）に該当する場合、非公開とする。
事務局担当課	市民文化局 市民生活部 地域安全推進課 電 話 044-200-2284 ファックス 044-200-3869